

用語「職業訓練」の生成と混成の課題

— 概念と目的の変容過程における「職業訓練法」の制定 —

田中 萬年（元職業能力開発総合大学校）

概要：1958(昭和 33)年に公布された「職業訓練法」以前は公共機関では「職業補導」が、企業の事業所では「技能者養成」が使用されており、「職業訓練」の用語は同法制定以降に社会に普及したと言える。ただ、「職業訓練」の用語が突然に法令に利用されることはないと言える。また、戦後当初、GHQ職員は"Vocational Training"を使用していたはずである。そこで、「職業訓練法」成立までの用語の状況を整理した。その結果、日本の「職業訓練」の概念は次々に変容して混成し、"Voational Training"の国際的概念とは輻輳しており、国際化のための再編が必要だと言える。

キーワード：職業補導／技能者養成／職業訓練に関する勧告／労働課便覧／学校教育との重複の廃除

問題—論点の錯綜

「職業訓練」の用語は今日では社会に一般化している。しかし、「職業訓練」を使用する人、立場により、その概念は多様である。そのため、職業訓練をめぐる議論が相互に錯綜している場合がある。ここには、「教育」の研究¹⁾に比し「職業訓練」の考察が進んでいない²⁾ことに一因があると思われる。

そのことに関し、かつて山崎昌甫は「『訓練』を教育より低くあるいは狭く考える立場がある」ことを懸念し、特に「訓練」概念に関してはヘルバルトによりながら「教育」より上位概念であることを説いていた（丸山）とのことである。

上の山崎の指摘に関連する説として、『新明解国語辞典』の次のような定義がある。

【教育】一般的な（その方面の）知識や技能の修得や社会人としての人間形成などを目的として行われる訓練。（狭義では学校で行われるものを指す）。（一の義務化／一水準が高い地域／一家）

つまり、『新明解国語辞典』は、“教育は訓練である”としており、“education”の観念にも通じる定義と言える。

また、『日本国語大辞典』（以下『大辞典』と言う）は「職業訓練」を次のように定義している。

労働者または労働者になろうとする者に職業上必要な技能を身につけさせること。公共職業訓練・事業内職業訓練のほか、広義には学校教育までこれに含まれる。職業補導。

しかし、この様な職業訓練が学校教育を含むと言う観念はわが国には無く、一般の日本人の理解とは異なるが、この説の典拠は記していない。

「職業訓練」の観念が不明確である実情について佐々木輝雄（1983）は次のように述べていた。

「職業訓練とは何か?」。……例えば、「職業訓練」の用語は日本において、何時頃出現したのであろうか。その頃の職業訓練はどのような形式と内容をとっていたのであろうか。又その制度と「近代学校制度」との関連は?、等々である。

また、佐々木享（2006）は、「職業訓練法制定以前に『職業訓練』ということばが使われることはなかった。その意味で職業訓練法の制定が学界に与えたインパクトは大きかった」と述懐している。そして佐々木享（2009）は「職業訓練」は「官庁が創りだした用語としてはおそらく類まれな傑作の一つだと筆者は考えている」と述べている。

この佐々木の主張を繙けば、「官庁」とは、「職業訓練法」を制定した当時の労働省を意味している。ただ、「創りだした」とは何時の時点を指しているのかは明確ではないが、「職業訓練法」が成立する以前の職業訓練は公共では「職業補導」であり、民間事業所では「技能者養成」または「徒弟制度」³⁾が使用されていたので、「職業訓練法」が制定された1958年を意味している。

本報告では、先ず佐々木享の「官庁が創りだした」に注目し、佐々木輝雄が問題にしているどのように「出現した」のかの過程を解明する。つまり、「職業訓練」の用語が「職業訓練法」に突然に明記されたのではなく、それ以前から様々な社会的な状況で使用されていたと推測されるからである。

その前に、佐々木輝雄が問うていた「近代学校制度」との関連も課題⁴⁾となる。例えば、「職業訓練法」以前の技能者養成や公共職業補導への進路指導を日本教職員組合の教育研究集会は推奨し（田中：1996）、また教育界は公共職業訓練書の設置を要望した⁵⁾が、「職業訓練法」制定後にはネガティブな評価が強まった。この理由

は、後述のように「職業訓練法」に対する日本教職員組合の批判が大きく影響したと思われる。

戦後の景気回復を背景に、技能者養成工の定時制高校への進学が増え、産業界の要望に応え「学校教育法」を改正して高校と職業訓練等との「技能連携制度」が整備された（村上有慶）。この連携制度に、日本教職員組合（1958：p.4）は「問題を多くはらんでいる」としながらも、「公式論で技能者養成との連携を否定するのは問題がある」としていた。しかし、後には6・3・3の学校制度が「民主的」として「高校全入」運動を推進し、（養成）職業訓練や「連携教育」等は「差別体制化」であり、それらは「資本の要望する…姿」であるとして批判した（日本教職員組合：1966：p.127-175）。

「高校全入」運動は国民的協調を得て高校進学率は向上した。その運動と連動して社会に「職業訓練」忌避観が社会に浸潤したと言える。この問題について、総評調査部（224-5）は日教組をはじめとした労働組合等の「高校全入」運動が「職業訓練政策の確立を意図しながら、実際には逆に職業訓練の位置づけをまったくしていない結果になってしまっていた」と自己批判した。ただ、その理由を『『職業訓練』の概念が十分確立されていないということである」と概念の問題に転嫁していた。

問題は、実態としての職業訓練には「職業訓練法」制定前後に変化は無いにもかかわらず評価が反転しているのである。このような錯綜を客観的にどのように解釈するか、という課題を繙く観点を本論は明らかにしたい。それは細谷俊夫が「職業訓練と職業教育とを峻別することが現実に即さないものであることは、いろいろな場面に現われてきている。」と述べていた一側面の解明になると考える。

この解明によって、今日使用され、社会的にも普及が進んでいる「職業訓練」の認識も深まるものと考えられる。つまり、現下の「職業能力開発促進法」でも業務の中核は職業訓練であり⁶⁾、この課題を考察する核心が戦後の「職業訓練」用語の変容の中にあると考えるからである。

なお、職業訓練への批判として「訓練」を「犬の訓練みたい」との揶揄が吐露されるが、これは「訓練する」を他動詞として見たときの批判であり、「訓練する」には自動詞もある側面が看過されている。近年では企業においても"self training"が重視されていることを見なければならぬ⁷⁾。

1. 「職業訓練」の前史

1-1 「職業訓練」の要素語

ところで、「職業訓練」は複合語なので、先ずそれぞ

れの要素語の使用と定義を見てみよう。

「職業」を『言海』では「ツトメ。ナリハヒ。家業。」としていた。『大辞典』によると、最初の典拠としては「太閤記」（1625）が挙げられているが、一般的に社会で使用されたのは明治以降のようである。その例に「吾輩は猫である」（p.1905-6）が挙げられている。

また、「訓練」の使用は「音訓新聞字引」（1876）に上がっているが、『言海』では項目として未だ上がっていない。そして、一般化した頃として『大辞典』では「吾輩は猫である」が上がっている。『辞苑』では「①をしえならずこと。②くんいく（訓育）。」としていた。

ちなみに、『広辞苑』では「訓練」は初版にもあったが、第2版では「①教えならずこと。②一定の目標に到達させるための実践的教育活動。訓育・徳育と同義にも用い、また技術的・身体的な場合にも用いる。③動物にも或る学習を行わせるための組織的手続。褒賞または罰を用いるのが普通。」としていた。特に②で「実践的教育活動。訓育・徳育と同義にも用いる」としていた。

この「訓練」が職業と関連付けられて用いられたのは、肉体労働と精神訓練を課すために1936年に設立された失業者更生訓練施設であった。戦後は精神訓練はないが、失業者更生訓練施設に似た失業者特別指導訓練が1954年に設定された。これらは職業訓練の一環であった（田中：1986、p.67, 247）が、用語としての「職業訓練」は使用していない。

また、日本経営者団体連盟（1949：p.1）は昭和23年10月28日「第一回日経連失業対策意見」として「生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策」や、昭和25年5月9日「新労務管理に関する見解」で「従業員の教育訓練について」を意見具申しており（1951：p.74）、産業界では「訓練」を用いた用語が通用していたと言える。

1-2 "vocational training"の創造

それでは"Vocational Training"はどのように創られたのかを見てみよう。『OXFORD』辞書の"vocational"の項に次のような説明がある。

1910 Proc. IST Congr, National Conservation 164 In conclusion.. the remedies:.. Vocational training in high schools.

『OXFORD』は"vocational training"は1910年に高校改革の対策の一つとして用いたとしている⁸⁾。

因みに、世界で普及し、版も多い『WEBSTER』の1939年版では、"vocational"の項に"vocational education"とともに"vocational training"が項目のみ記されている。しかし、

この後の初期の辞書に必ずしも"vocational training"があるわけではない。

2. 「ILO語」の出現と展開

2-1 "Vocational Training"の定義化

「職業訓練」の使用は戦前にあった。それは1939年のILO（国際労働機関）の"Recommendation concerning Vocational Training"の訳として『労働時報』に掲載された「職業訓練ニ関スル勧告」である⁹⁾。訳の定義は次のようであった。

- (イ)「職業訓練」トハ技術的又ハ職業的知識ガ得ラルベキ又ハ増進セラルベキ一種ノ訓練ヲ謂フ尤モ訓練ガ学校ニ於テ施サルト作業場ニ於テ施サルトヲ問ハズ
- (ロ)「技術教育及職業教育」トハ職業訓練ノ為学校ニ於テ施サル理論的及実地的教育一学級ヲ問ハズ一ヲ謂フ
- (ハ)「徒弟制度」トハ使用者ガ契約ニ依リ年少者ヲ雇傭シ且メ定メラレタル期間及徒弟ガ使用者ノ為ニ労働スル義務アル期間職業ノ為組織的ニ右年少者ヲ訓練シ又ハ訓練セシムル制度ヲ謂フ

上の定義が「ILO語」の始まりである。この定義は職業に関する教育訓練を「すべての訓練方法」として学校における活動等も含めて幅広く捉えている。この「職業訓練」がわが国政府が用語として公表した初出と言える。ここで、本論では"vocational training"は「職業訓練」と同義とする。

しかし当時、直前に制定された「工場事業場技能者養成令」による企業内訓練と「職業紹介法」による公共職業補導が展開されていたが、これらとの関連についての解説はなかった。この時点で、関係者が"Vocational Training"を「職業訓練」と訳したことは、わが国で使用されていた用語とは異なっており、画期的であった。

ただ多くはないが、現場では「職業訓練」が使用されていたようである。例えば、『内外労働週報』は「東京国民職業指導所に於ては本年夏男子中等学校生徒の職業訓練を行ひ、一般中等学校生徒の勤労資質の向上に資するところがあった。」として、「職業訓練実施概要を紹介する」としていた。

ところで、ILO勧告の"Vocational Training"の「訓練ガ学校ニ於テ施サルト……ヲ問ハズ」との定義とオックスフォード辞書概念にはニュアンスに違いがあるようだが、ILO語の定義が全く根拠が無いことではないことが分かる。日本でも「職業訓練」が最初に学校生徒の活動に使われていたのは奇遇だと言える。

2-2 「ILO語」の展開

ILOの戦前の定義は戦後も生きている。ただ、勧告等は発展する。

ILOは1949年9月12日、アジア諸国を集めシンガポールにて「ILO職業補導会議」を開き、「技術補導の発展とその一般的組織」等を2週間にわたり議論したと東京支局は紹介している（『ILO時報』1949年11月）。しかし、国際的に「職業補導」の用語はなく、日本側の意識であろう。「職業補導」とは、英語表記では"Vocational Training"であろう。

また、ILOは1950年9月に勧告第88号として"Vocational Training (Adults) Recommendation"を制定した。これは『ILO条約・勧告集』（p.580-596）では「身体障害者を含む成年者の職業訓練に関する勧告」とのタイトルで紹介されている。同勧告は『職業訓練』という場合には、技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は啓発することができる雇用のためのあらゆる形式の訓練であって、その訓練が企業内で行なわれると企業外で行なわれるとを問わないものとし、且つ再訓練を含むものとする。」とした。この定義も、根本的には戦前の勧告の観念を継承している。

ただ、『ILO』（昭和25年9月）は「職業補導特輯」号に、上の勧告案について「第33回国際労働総会における成人職業補導勧告案の作成」として、タイトルに「職業補導」を用いていた。また、イギリス、ベルギー、オランダそしてフランスの「職業補導」について紹介している。例えばイギリスの「職業補導」とは2～3年制の見習い工の教育制度のことである。このように、わが国ではこの段階では「職業訓練」や「徒弟制度」の用語は使わず、「職業補導」としていたのである。

このように、当時は"vocational training"をわが国では「職業補導」と表現していたが、概念としては国際的な「職業訓練」を示していた。

その後も、ILOは1953年に「年少労働者の保護と職業準備に関する条約」を、1956年に「農業における職業訓練に関する勧告」を次々に採択した。そしてILOは戦後に発出した関連する勧告を統合して、新たに「職業訓練に関する勧告」を1962年に勧告した。この勧告は冒頭で次のように宣言している（p.607）。

この勧告は、経済活動のあらゆる分野における雇用（最初のものであると否とを問わない。）又は昇進のための準備又は再訓練を目的とするすべての訓練（この目的のために必要とされる一般的、職業的及び技術的教育を含む。）について適用する。

上のように、より幅広く定義したが、この時点では管

理者、船員、及び農業の特別な分野の訓練については対象から除外した。

同年、ユネスコ（1962）も「技術・職業教育に関する勧告」を採択し、「国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し」、「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」とした。

以上のように、ILOとユネスコの勧告が「職業訓練」の定義に関する国際的な共通認識だった。これらは何れも、学校教育は職業訓練のためとしており、ここに世界に於ける"Education"と"Training"の関係を読み取ることができる。これらの定義のように、職業訓練の為に学校で行う教育としていることは、戦前のILOの勧告の「職業訓練」の定義から発展していることが分かる。

日本のILO復帰は1951年11月の第34回ILO総会で承認された。以後、ILOとの連携はさらに緊密になる。わが国政府・行政では「職業訓練に関する勧告」が注目されたであろう。

3. 「命令語」としての使用

ILOの勧告を「職業訓練ニ関スル勧告」と訳したように、戦前から政府内では「職業訓練」が使用されていた。法律を除いた「法令」を「命令」というが、各種の命令に用語として「職業訓練」が使用される。

その嚆矢は、昭和17年11月1日の「厚生省官制改正」（勅令第760号）における「職業補導及職業訓練ニ関スル事項」の規定である。この「職業訓練」の実態の解説は無いが、当時設立が勧奨されていた各種の勤労訓練所を意味していたと推察される。

戦後も「命令語」の使用は引き継がれる。昭和20年10月31日の「厚生省分課規程中改正」は、勤労局に補導課を置き、職業補導、職業訓練、授産等を掌るとしたのであった。しかし、当時の実態として職業訓練は明確ではなく、そのため、翌年11月5日の「厚生省分課規程中改正」では、補導課の「職業訓練」は削除された。

「命令語」としての「職業訓練」は実態としての職業訓練が不明確な公用語であったと言える。

4. 「GHQ語」の使用と理念

4-1 "Vocational Training"と"Apprenticeship"の概念

GHQの最大の課題は日本の民主化であった。このことは労働行政にも求められた。GHQが最初に職業訓練に関して勧告したのは、1946年7月29日の「労働諮問

委員会最終報告書」である。この「占領下日本の雇用政策に関する勧告」の章で、簡単に「仕事の中で安住できるように、相^{カウンセリング}談^{トレーニング}や訓^{プレイスメント}練^{プレイスメント}や就^{プレイスメント}職^{プレイスメント}のサービスをするものでなければならない。」と勧告した（竹前栄治：p.420）。ここでの訓練は日本の公共職業補導であることが分かる。

同時に「労働保護法」の章の「児童労働および徒弟制度」の節で「親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。…したがって…徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期内に技能を授けることを保証するのに必要な措置をとる」こと等を勧告した（竹前栄治：p.459-460）。

このように、他方では徒弟制のことを批判したが、戦前の企業内訓練は「工場事業場技能者養成令」で展開されていたし、次に紹介するように、「Apprenticeship」を労働保護法の技能者養成としたことから見ると批判のような実態は零細の家内工業の場合であり、やや的外れな批判と言えた。つまり、「労働諮問委員会最終報告書」の批判は「工場法施行令」の規定によらない恣意的徒弟制の「1930年代の実態」への批判だったからである。

4-2. "Vocational Training"と"Education"の関係

わが国では教育への信奉が強いため、無視されがちな"Vocational Training"の概念に関連して、"Education"の概念をGHQはどのように勧告したのか、と言う点が課題となる。この"Education"と"vocational training"との関係については「教育基本法」の検討に関してGHQの大学担当官フィリップ・ウェンデル・シェイの「教育の目的」に関する提言に注目すべきであろう。

シェイは「教育基本法」の「第1条改定案」のA案として「教育は、人間を特別な天職（calling）の訓練（exercise）に適合させながら、その天職の枠内で優れた〔申し分のない、よく適合した、あるいは良い〕個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言した（鈴木・平原：p.471）のである。

シェイの観念に近い認識として、GHQが労働問題で"Education"を明記したのは1949年4月頃に公開された"Labor Division Manual"「労働課便覧」がある。便覧では、"vocational training"の定義については明確に定めていないが、「成人を訓練するための職業訓練プログラムの開発」の節の「背景」で、「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」としていた（谷口：p.27）¹⁰⁾。このように、

職業訓練を憲法が国民の権利として規定する労働、職業選択と"Education"の重要な要目として位置づけていたのである。

ちなみに、この段階では「職業安定法」は既に制定され、公共職業補導の運営も整備が進んでおり、実態としてはGHQの指針は達成されていた。職業安定行政についてはGHQとの折衝は問題なく進んでいた。

ちなみに、1950年6月にGHQの労働課長ロバートはILO第33回総会で「日本における労働情勢に関する報告」を発表した(竹前他:p.514)が、同報告における「職業訓練」は公共職業補導制度についてであり、その「公共職業補導所」とは、原文では"public vocational training centers"であった(Robert:p.12)。このように、GHQ側が職業補導を"vocational training"と理解していたのは当然ながら「労働課便覧」と同じであった。

なお、同便覧では"Voational Training"の解説とは別項の「労働基準」において"Apprenticeship"については簡単にその規程を整備し、基準を制定すべきとしていた。GHQは初期には徒弟制度は職業訓練では無いとの理解だったことが分かる¹³⁾。

上のように、GHQ職員が使用する"Vocational Training"を日本政府は「職業訓練」と理解して政府内の用語に使用したと推測することはILO勧告の存在からも難くない。

5. 「行政語」の形成と変容

まず、「行政語」は日本政府内で用いられた「職業訓練」の用語であるが、本論では「行政語」とは「職業訓練法」を公布した労働省関係省庁に限定する¹⁴⁾。

それは職業補導課が昭和26年8月に『職業安定広報』に「公共職業補導所におけるこれからの職業訓練」の発表が皮切りだった。これは、既に述べたようにGHQが職業補導のことを"vocational training"として指導していたことを、時代状況が重工業に切り替わったことと関連して宣明したと思われる。

このような行政の運営を経済成長に合わせるため、10月には『広報』に「職業補導の根本方針」を発表した。その方針はさらに発展し、昭和28年の7月に職業安定局は同上誌に「職業訓練の現況と展望と課題」を発表し、「職業訓練の概況」として「企業外訓練」と「企業内訓練」に分け、前者を「職業教育(文部省)」と「職業補導(職業安定局)」とに分類して解説し、ここに「行政語」が形成されたと言える。

さらに10月に『広報』は「職業訓練の現況と展望と問題点」とした臨時増刊号を発刊した。「第四章 職業

訓練の体系」では上の構想をさらに明確に「学校における職業教育」を含めて図1のように整理した。職業訓練の学校制度との関連は、ILOの定義のように、学校における様々な学習活動を職業訓練の一部としている。ただ、GHQ語には無い学校等を対象に包含していたが、徒弟制度は除外していた特徴がある。



図1 職業訓練行政の体系(職業指導を含む)

以上は主として公共職業補導の発展としての職業訓練であるが、このような流れが進み、技能者養成を所管していた労働基準局もこの動向を止めることはできなかった。遅ればせながら技能者養成のサイドも行政語としての「職業訓練」を以下のように用いるようになる。

ところで、(労働省)総務課はGHQに伝えるべく制定した「技能者養成規程」を"Apprenticeship Ordinance"と訳していた。労働省の報告を受け、GHQも「労働課便覧」で、"Apprenticeship"等の条例が制定された、としていた(p.141)。このことを「労働基準法」審議の委員長だった末弘厳太郎は理解していたのであろう、同規程を「新徒弟制度と呼ばれるべき」と解説した(p.249)。このように、「技能者養成規程」について関係者は1935年に制定されたアメリカの"Apprenticeship"と同類(平沼)と考えたのだろうが、この段階では、技能者養成が「職業訓練」との表現はしていなかった。

なお、外務省は昭和28年3月28日の次官会議でILOによる公務員の職業訓練講習会に関する説明を行った。ただ、同「講習会」についてのILOのパフレットのタイトルは"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952"であった。先に、『ILO』誌がヨーロッパの見習い工教育等を「職業補導」と紹介したこととは異なり、ここでは「徒弟制」を「職業訓練」と紹介して、その後の「職業訓練」用語をわが国の広い観念となる定義を先導したと言える。

また、経済団体は 1951 年以降には「労働基準法」の改正を要望するが、関連して日本商工会議所は 1955 年 9 月に「労働基準法改正に関する意見」を国会・政府・政党等に「別途単独法を制定して、その積極的な助長を図ること」を要望した（昭和 30 年度版：p.99）。さらに、日本経営者団体連盟は 1956 年 11 月に「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」で「単行法の制定されることが急務」と要請した（『事業報告』）。

労働省は「生産性向上と職業訓練」を『労働時報』（1955 年 5 月）に、また同題の同一文章を『官報』（5 月 2 日）に相次いで掲載し、職業訓練を政府の産業政策として位置づけたことを宣明した。

このような動きにより「職業訓練」の言葉が次第に広まると、当初は技能者養成の単独法の制定を目指していた労働基準局でも、（昭和 31 年 10 月）『労働時報』に「技能者養成の展望」を発表、先の外務省の訳を受けて「職業訓練における技能者養成の立場」として論述した。

「職業訓練」は政府の課題となり、昭和 32 年 1 月に労働大臣官房に職業訓練審議室を設置し、「職業訓練法」制定の準備が開始された。審議室は「職業訓練の現状と問題点」を『労働時報』に発表（同年 10 月 1 日）し、ここで技能者養成、職業補導、監督者訓練の「諸制度を打って一丸とする総合的な職業訓練制度の必要が痛感される」とした。

そして、8 月に閣議決定により「臨時職業訓練制度審議会」が設置された。同審議会は 12 月 6 日に労働大臣宛「職業訓練制度の確立について」答申し、「職業訓練法」制定が必要とした。答申では「職業訓練」の目的として「労働者に対し、その職業に必要な技能とこれに関連する知識を系統的に教習する」とした（渋谷：p.118）。

答申に先立ち 12 月 4 日、技能者養成審議会も「職業訓練制度について」を議論していた（労働基準局：昭和 32 年版、15）。「職業訓練」の用語の普及が更に進んだのであった。

6. 「法令語」の成立と課題

「法令語」とは 1958 年制定の「職業訓練法」の「職業訓練」とする¹³⁾。

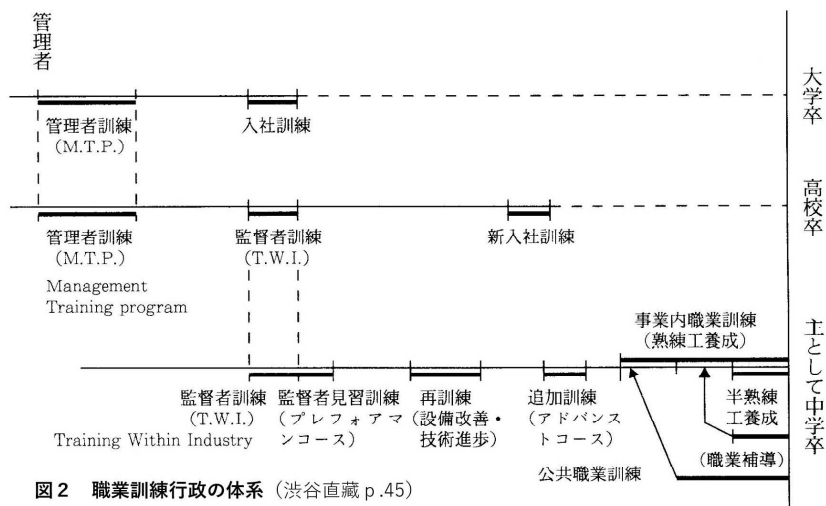
ところで、「職業訓練法」成立の立役者であった渋谷直蔵は「関係各省間との事務の調整はなかなかの難事であって、時には法案の作成すら絶望かと思われるような

事態にも際会した。」と述懐している（p.6）が、その背景を考察しよう。

その一つは、昭和 32 年 11 月に科学技術庁が「職業訓練要綱案に対する意見」を提出し、理由は記していないが技能検定に反対を表明していた¹⁴⁾ ことがある。このことは、「職業訓練法」が一つの大きな柱として技能検定を位置づけていたこともあり、「職業訓練法」のあり方に課題を残していた。

より大きな理由は、参議院における「職業訓練法」の付帯決議の「学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行う」べきとする要望であった。この意見は当然ながら法案の準備段階から誰もが気づく論点であり、特に「重複を避ける」課題を超えて「職業訓練法」を立案することは極めて困難な課題であった¹⁵⁾。

「学校教育との連携と重複の解消」の苦肉の策が、過去を断ち切った法文に表れている。それは法の第 2 条に「『職業訓練』とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。」と規定したことである。つまり、「職業安定法」にも「技能者養成規程」にも、さらに臨時職業訓練審議会の答申にも有った「知識」を忌避して、技能に限定した「職業訓練法」を制定したからである。その解説に呈示した渋谷の苦渋の職業訓練の体系図が図 2 である。



先ず、学歴別に職業訓練の段階を設定すること、公共職業訓練は中学卒者としていることはナンセンスであった。図の問題の背景は、公共職業補導の主要な受講者は法定定時は失業者でなく中学校卒業者となっていたことにより、対象者が類似した高校との差別化のためと推測される。その結果、『学理』面を可能なかぎり極力排除していこうとしたため、問題はひどく矮小化されてしま」（木村：p.12）った。

「職業訓練法」の目的規定のように、経済成長を背景

とした重工業重視策としての「職業訓練法」が「知識」を忌避するという時代に反する、極めて狭い概念とした「苦渋の創作」だった、と言えよう。ところで、渋谷は、「Vocation」は「天職・天稟」の意があると述べ(p.20)ていたが、「Vocational Training」を「天職訓練」としていたらそれは正に「類まれな傑作」になったであろう。

「職業訓練法」は、渋谷が述べる(p.22-24)ように技能者不足に対処すること、技術革新に対応する技能水準の向上、中小企業対策としての技能訓練の強化という三つの課題をもって検討・制定された。渋谷によると「職業訓練法」はヨーロッパ諸国の徒弟制を意識していたが法令文からは削除され、ヨーロッパ諸国とは異なった制度体系になった。ただ、渋谷は「職業訓練法」の「事業内訓練の基準」に関し、訓練基準が徒弟制度に関する国際的な概念に沿っていると解説していた(p.205)。

なお、1958年の「職業訓練法」が廃止され、1969年に制定された(新)「職業訓練法」では「この法律は、…技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び、技能検定を行う」となり、「新法令」語となった。このように、概念は大幅に拡大して現行の「職業能力開発促進法」に引き継がれている¹⁶⁾。

7. 「一般語」の普及と多様化

「一般語」とは、社会で使用されるようになった「職業訓練」である。これは、主として辞書に掲載されることによって認知されたことになる。

例えば、『広辞苑』の初版では「職業」の項に「職業輔導」が、第2版には「職業補導」がある(傍点引用者)が、前者は1938年以前の用語であり、後者は「職業訓練法」の制定で使用されなくなった用語である。また、第2版にも「職業訓練」は無い。このことは、「職業訓練法」が制定されたことにより職業補導は職業訓練と名称を変更しても、初期の名称が社会に定着している状況を表していたと言える。

『広辞苑』が「職業訓練」を項目に掲げたのは第4版であり¹⁷⁾、「技能労働者の職業に必要な能力の開発・向上を目的とする訓練・再訓練。」と定義している。この定義は新「職業訓練法」の定義に似ている。このように、辞書に掲載されるのは社会で「職業訓練」が一般化してからのようである。一般語としての「職業訓練」の概念は「はじめに」で紹介した『大辞典』や『新明解国語辞典』のように辞書により法令よりもより幅広く定義しているものもあり¹⁸⁾多様である。

そのような中で、労働行政では「職業訓練法」制定以降、「教育」の使用は行政としてタブーとなっていたが、

職業訓練と教育とは良かれ悪しかれ常にその関係が生じる。「職業訓練」の使用が一般化すると、「訓練」と「教育」を合体した「教育訓練」が生れる。そして、両者を区分する「教育・訓練」も生まれた。「職業訓練」の普及は「教育」の観念にも波紋を起こしたと言える。

括 「職業訓練」の現状と課題

以上のような経過から明らかなように、「職業訓練」の用語は大まかにILO語→GHQ語→行政語→法令語→一般語と派生してきたと言える。当然ながら、時期的な順序性も単純ではない。さらに、それぞれの用語の目的と概念は異なり、また、同一の用語でも概念が変化している。このように、「職業訓練」の用語は時々多様な概念で論じられて来た。森重雄の概念派生図を参考に、以上を図示すると図3のようになる。図は大まかに左より右へ時代が進んでいることを示しているが、右側の途切れはその後に通じているという意味を表している。

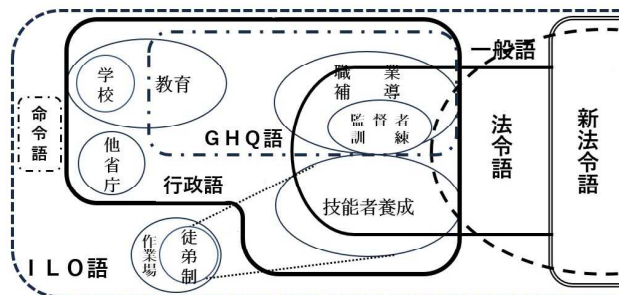


図3 「職業訓練」の派生

先ず、「ILO語」はILOが1938年に"Vocational Training"として徒弟制と学校を含んだ幅広い概念で定義した。基本的にこの観念は大きな変化は無い。

その後、「命令語」が実態と関連無のまま戦時下と戦後の一時期、幾つかの命令で使用された。

次に「GHQ語」は"Vocational Training"として日本側の公共職業補導を認定した。つまり、初期には徒弟制は別途に記していたように、日本側も戦後初期には基本的にGHQの"Vocational Training"を「職業訓練」と理解したと推測される。日米とも"Apprenticeship"は"Vocational Training"に含まれないと当初は理解した。

「行政語」は当時の行政の運営において用いられていた用語であるが、当初は公共職業補導をGHQが"vocational training"としたことからこれを「職業訓練」とした。また、TWI(監督者訓練)は職業補導の一貫として昭和24年5月20日の「職業安定法」の改正による「補導員」の設置により始まった。そのため、「行政語」にはTWIを含んでいた。

企業内技能者養成をGHQは当初"Apprenticeship"としていたが、政府内で「職業訓練」の用語が普及すると、

公共職業補導に次いで包容した。さらに、日本語の「徒弟制」を除くすべての教育訓練を「職業訓練」とする整理を行った（田中：2019b）。つまり、「徒弟制」と「技能者養成」は日本の法令では区別されていたが、観念には同様な制度と理解されていたと言えるので、両者を点線で一体化させた。

そして、「法令語」は職業補導、技能者養成、及び臨時職業訓練審議会の答申にあった「知識」を除き、極めて狭く定義した。つまり、1958年の「職業訓練法」では、それまでの「職業訓練」の概念の中では最も狭く定義づけた。

佐々木亨が「官庁が創りだした用語」としたのは、上の経過では「法令語」を意味していた。

なお、1969年の新「職業訓練法」によって全く概念は変更され「新法令」語として今日に至っている。

やがて「職業訓練法」の制定から遅れて、社会でも「職業訓練」の用語の普及が始まったが、これを「一般語」とした。「一般語」の概念は辞書により多様性がある。つまりまた、人の発達支援に関する営みを細谷が指摘したように現実に基づいて整理・理解しなければならないことが求められていると言えよう¹⁹⁾。

今日では、「法令語」と「ILO語」、及び「一般語」が併存している。勿論今日では、三者とも成立時とは変化している。このことは、三好信浩が、「教育」の定義が定まっていない下では論述に先立ちその定義を述べねばならないと指摘している（p.4）ように、「職業訓練」の場合もいかなる概念を用いて論ずるかを明示しなければならないことを意味している。

今後の国際化の時代、ILOの「職業訓練」やユネスコの技術教育の定義のような国際的観念の理解が課題となる。特に、海外諸国の"Voational Training"を論じるとき、日本の「職業訓練」の概念との差異を吟味すべきと言える。

注

- 1) "Education"の成立と「教育」の普及については森重雄を参照。その後の"Education"と「教育」の非同義については田中(2020)を参照。
- 2) 逆瀬川は、職業訓練の法的運営の変遷から課題を追究しているが、「職業訓練」の定義の考察はない。法制的な分析は田中万年(2019b)を参照。
- 3) 「徒弟」とは"apprentice"も同様に生徒の意味であり、わが国では僧侶の弟子の意として使用された。
ちなみに、『言海』の「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役ス

ルモノ。」は「丁稚」である。詳しくは田中(2019a)を参照。

- 4) 石塚史樹が「キャリア教育」、「職業教育」の「前提条件となるのは根本的な教育理念である」と纏めていたように、職業の教育訓練問題は第一義的には「教育」概念に課題があると言える。

なお、戦後当初の企業内技能者養成と学校制度との連携は、教育刷新委員会第13回建議が技能者養成等に大学に進学する単位制クレジットを出すべきと建議したが、文部省は無視し成立しなかった。佐々木輝雄(1987)参照。

また、公共職業補導と学校制度との連携については「職業安定法」において各種学校を職業補導所として指定することが規定され、学校の規定では各種学校として職業補導所を認定するとしていたが、学校教育法の改正により廃止された。佐々木輝雄・田中万年編、〈上〉〈中〉参照。

- 5) 例えば、(東京都)総務局は「八王子市に職業訓練所を設置することについて…中学校長会、P.T.A.連合会長等から、再三にわたり陳情、請願がなされてきた」としていた。
- 6) 同法は第1条で、「職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施」等を目的としている。
- 7) ちなみに、「教育する」には自動詞は無く、"own education"を「自己教育」と訳すのは不適切であり、企業等で使用されている「自己啓発」の意味が近いと言えよう。田中万年(2023)参照。
- 8) なお、"vocational education"は記されていない。
- 9) ちなみに、当時わが国はILOを脱退していた。

なお、労働省編『ILO条約・勧告集』では現代語訳となっている。

- 10) なお、竹前栄治は谷口が訳した部分を、職業訓練の目的は「教育の機会均等＝『教育の民主化』原理の労働の分野における発現であり、憲法で保障された職業選択自由の権利実現の場とすることにある」（p.315）と日本的な教育観で意識・紹介している。
- 11) 監督者訓練について『労働課便覧』は、「より効果的な人員活用の奨励」の節で、「産業内訓練」(TWI)プログラムに関する情報を提供することが計画されている、としていた（谷口：p.28）。
- 12) 行政語の嚆矢は、昭和17年8月15日に厚生省が決定した「戦時国民動員態勢ノ整備強化」に記した「職業訓練及職業指導ノ強化徹底」である。上の業務の内実は1942年1月に開所された「国民勤労訓練所…ノ拡充」等と推測される（労働省、1961：pp.1016）。

- 13) 法令は『官報』による。以下同じ。
 ただ、法令語として最初に使用されたのは、昭和32年5月20日制定の「労働福祉事業団法」で、県から引き継いだ総合職業補導所を「職業訓練施設」としていた。
 なお、労働省以外の官庁では昭和31年3月17日の「受刑者職業訓練規則」（法務大臣訓令：矯正甲第268号）が最初の使用だと思われる。
- 14) なお、技能検定の制度化には労働組合からも反対意見が出ていた（山見）。
- 15) 付帯決議が提案された参議院社会労働委員会（昭和33年4月21日）で澁谷は「重複排除の問題…に当りまして…文部省としばしば話し合ったのでございますが、各種学校につきましてはそういう問題は起きない」と答弁していた（国会会議録）が、根本的問題は看過された。
- 16) 厚生労働省職業能力開発局は「職業訓練とは、労働者に対し、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることによって、労働者としての能力を開発し、向上させるために行う訓練」（p.108）としている。
 ちなみに、『近代日本総合年表』は、「職業訓練法」の成立を1969（昭和44）年の新「職業訓練法」のこととしている。
- 17) なお、『広辞苑』の第3版には「職業訓練大学校」は有ったが「職業訓練」は無かった。
- 18) その他、「学術語」がある。その一例として、岡本秀昭は「社会的には、個人が、職業人としての役割を修得するために、社会化(socialization)の制度的過程、と定義づけられる。」(p.3)としている。
- 19) この課題の検討には木村力雄が提起する近代学校制度が孕む問題の観点と、三好信浩が提起している新たな「教育観」を参考にすべきと考える。

引用・参考文献

外務省「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」、国立公文書館蔵。
『言海』（1891《明治24》年）、牧野善兵衛。
逆瀬川潔（2003）「職業訓練の変遷と課題」、『帝京経済学研究』37（1・2）。
『辞苑』（1935）・『広辞苑』初版（1955）・第2版（1969）・第3版（1983）・第4版（1991）、新村出編、岩波書店。
平沼高（2007）「現代アメリカの徒弟制度」、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著『熟練工養成の国際比較—先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房。

細谷俊夫（1967）「職業訓練と職業教育」、大河内一男他編『職業訓練』の〔講座の栞〕。
石塚史樹、2015、「（労働・職業教育訓練の新天地）『小特集に寄せて』」、『社会政策』第7巻第2号。
科学技術庁（32-11-22）、「職業訓練要綱案に対する意見」、国立公文書館蔵。
木村力雄（昭和47年度）「近代学校体制の終焉と職業訓練」、『近代学校体制の成立と終焉の論理』、職業訓練大学校調査研究報告書第30号。
『近代日本総合年表』第2版、岩波書店、1984。
厚生省（昭和14年8月）『労働時報』第16巻第8号。
厚生労働省職業能力開発局（2002）『新訂版 職業能力開発促進法』、労務行政。
国際労働局『ILO時報』、国際公論社。
国会図書館「国会会議録」。
"Labor Division Manual"『戦後財政史資料（英文）雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館所蔵。なお、本資料は、GHQが職員のために作成していた労働問題に関する日本統治の指針を記した加除式のマニュアルである。「労働課便覧」と表す。
丸山剛史（2021）「図書紹介 田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」』」、『職業教育学研究』第51巻第2号。
三好信浩（2023）『教育観の転換—よき仕事人を育てる—』、風間書房。
森重雄（1993）『モダンのアンスタンス—教育のアルケオロジー—』、ハーベスト社。
村上有慶（1972）『技能連携制度の研究』、職業訓練大学校調査研究資料第7号。
『内外労働週報』（昭和16年11月7日）内外労働研究所、「男子中等学校生徒の勤労訓練に関する感想」。
日本経営者団体連盟事務局（1949）『（第1回・第2回）日経連失業対策意見』。
日本経営者団体連盟（1951）『日経連事業報告—昭和25年上半期—』。
『日本国語大辞典』（1974）、小学館。
日本教職員組合（1958）『教発 | 634』『専科大学ならびに技能者養成と定時制の連携について 附職業訓練法案（学校教育法一部改正案の問題点）』。
日本教職員組合（1966）『後期中等教育改革—その歴史的現実と課題—』、東銀座印刷出版。
日本商工会議所『事業報告書』。
大河内一男・金子美雄・有泉享・漢利重隆編（1967）『職業訓練』、有斐閣。
岡本秀昭（1967）「国際比較からみた日本の職業訓練」、

- 大河内他編（前出書）。
- Robert T. Amis, (1950), *The Status of Japanese Labor in 1950, Report to Thirty-Third Session, International Labor Conference, Geneva, Switzerland, ESS, GHQ/SCAP.*
- 労働省『労働時報』。
- 労働省（1961）『労働行政史第一巻』、労働法令協会。
- 労働省（1964）『ILO条約・勸告集』、労務行政研究所。
- 労働省労働基準局『労働基準監督年報』。
- 労働省職業安定局『職業安定広報』、『広報』と記す。
- 佐々木享（2006）「近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観」、『職業と技術の教育学』第17号。
- 佐々木享（2009）「技術教育、職業教育研究の進歩のために」、『産業教育学研究』第39巻2号。
- 佐々木輝雄（1983）「研究者としての『問』の形成」、『雇用促進』、4月号。
- 佐々木輝雄（1987）『学校の職業教育』、多摩出版。
- 佐々木輝雄原案・田中萬年編（2024）『戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》』〈上〉・〈中〉、職業能力開発総合大学校基盤整備センター調査研究資料第140号。
- 渋谷直蔵（1958）『職業訓練法の解説』、労働法令協会。
- 『新明解国語辞典』第8版（2021）山田忠雄他、三省堂。
- 鈴木英一・平原春好編（1998）『資料 教育基本法50年史』、勁草書房。
- 総評調査部（1970）『日本の政治・経済・労働分析』、労働経済社。
- 総務課「技能者養成規程制定に関する件（昭和23年《月日空白》）の添付資料。国立公文書館蔵。
- 総務局（昭和34年2月13日）「東京都職業訓練所条例の一部を改正する条例」、東京都公文書館蔵。
- 末弘巖太郎（1948）『労働法のはなし』、一洋社。
- 竹前栄治（1970）『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社。
- 竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣、（1992）『労働改革と労働運動』、大月書店。
- 田中萬年（1986）『わが国の職業訓練カリキュラム―課題と方法―』、燭台舎。
- 田中萬年（1996）「公共職業補導制度と企業内技能者養成制度との統合化の論理と問題―「職業訓練法」成立史論―」、『職業能力開発研究』第14巻。
- 田中萬年（2019a）「徒弟制度再考―修業の意義と日本の教育観による忌避―」、明治大学『経営論集』第66巻第1号。
- 田中萬年（2019b）「混迷の戦後職業訓練法制―労働権に逢着しない―」、龍谷大学『龍谷法学』第51巻第3号。
- 田中萬年（2020）『奇妙な日本語「教育を受ける権利」―誕生・信奉と問題―』、V2新書。
- 田中萬年（2023）「"Education"は『教育』に非ず!」、『語彙・辞書研究会第63回研究発表会資料集』。
- 谷口雄治訳「労働課便覧」、佐々木・田中〈上〉。
- THE OXFORD ENGLISH DICTIONARY*(SECOND EDITION), (1989).
- WEBSTER'S NEW INTERNATIONAL DICTIONARY OF THE ENGLISH LANGUAGE*, (1939).
- 山見豊（1972）『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号。
- ユネスコ（1962）「技術・職業教育に関する勧告（117号）」、日本ユネスコ国内委員会編『ユネスコの提唱による条約・勸告集』、1963年。